

物品売払単価契約書（案）

大台町（以下「売主」という。）と〇〇（以下「買主」という。）とは、物件の売買について次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 売主は、その所有する次の物件（以下「売買物件」という。）を買主に売渡すものとする。

名 称	契約単価（税込）
・ iPad （第8世代 Wi-Fi モデル 32GB） ・ その他付属品	〇, 〇〇〇円 （1台当たり）

（契約単価）

第2条 契約単価は、1台あたり金〇,〇〇〇円(ただし消費税及び地方消費税〇〇〇円を含む)とする。

（売買代金）

第3条 売買代金は、売主が確定した台数に前条の契約単価を乗じた金額とする。

（売買代金の納入）

第4条 買主は、第3条に規定する売買代金を売主の指定する口座に売主の指定する方法で納入しなければならない。

（所有権の移転）

第5条 売買物件の所有権移転は、買主が前条に規定する売買代金を納入したときとする。

（売買物件の引渡し）

第6条 本物件の引渡しは、売主買主の双方が協議の上で決定するものとする。

（危険負担）

第7条 この契約締結の時から売買物件の引き渡しの時までの間において、当該物件が売主の責めに帰することのできない事由により滅失又はき損した場合には、その損害は、買主の負担とする。

（契約不適合責任）

第8条 買主は、引き渡された本物件に契約の内容に適合しない個所がある場合においても、履行の追完の請求、売買代金等の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることはできない。

(実地調査等)

第9条 売主は、買主の義務の履行状況に関し、必要があると認めるときは、買主に対し、物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求め、随時に実地調査を行うことができる。この場合において、買主は調査を拒み、妨げ又は報告を怠ってはならない。

(違約金)

第10条 売主は、買主がこの契約書に定める義務に違反したときは、第2条の売買代金の1割に相当する金額を、違約金として買主に請求することができる。

2 買主は、売主から請求があった場合、これを支払わなければならない。

3 前項の違約金は、第13条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第11条 売主は、買主が本契約に定める義務を履行しないときは、自らの責めに帰すべき事由によるものであると否とにかかわらず、催告を要せず、直ちに本契約を解除することができるものとする

(買主の原状回復義務)

第12条 買主は、売主が前条の規定により解除権を行使したときは、売主の指定する日までに、買主の負担で、売買物件を契約時の現状に回復して売主に返還しなければならない。ただし、売主が売買物件を現状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

(損害賠償)

第13条 売主は、買主が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求できる。

(返還金等)

第14条 売主は、第11条の規定により解除権を行使したときは、買主が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

2 売主は、解除権を行使したときは、買主の負担した契約の費用は返還しない。

3 売主は、解除権を行使したときは、買主が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

4 売主は、本条第1項の規定により売買代金を返還する場合において、買主が第10条に定める違約金又は第13条に定める損害賠償金を支払うべき義務があるときは、返還すべき売買代金とこれらの違約金等の対等額について相殺する。

(費用の負担)

第 1 5 条 本契約の締結及び履行等に関して必要な一切の費用は買主の負担とする。

(疑義の決定)

第 1 6 条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義が生じた事項については、売主買主協議のうえ決定する。

上記の契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、両者記名押印のうえ各自その 1 通を保有する。

令和 年 月 日

売主 多気郡大台町佐原 7 5 0 番地
大台町
大台町長

買主